

# 長崎駅かもめ口(東口) 社会実験 ご利用の手引き



長崎市 まちづくり部 長崎駅周辺整備室

## 1. はじめに

長崎駅周辺で進めているまちづくりにつきましては、日頃より皆様のご協力・ご理解を賜り誠にありがとうございます。

さて、長崎駅かもめ口(東口)では、令和4年9月23日の西九州新幹線の開業にあわせ交通広場を暫定形にて供用開始して以降、広場や歩行者通路の整備を進め、このたび、アミュプラザ長崎のかもめ広場と一体的な利用も見込まれる多目的広場の一部エリアの貸し出しを開始することとなりました。

長崎市では、多目的広場が東西軸と交わる箇所、ここでは多くの人が行き交い、多くの視線が交錯する「焦点」のような場所となりますが、この場所を「(仮称)シンボルゾーン」と名付け、以下に示すような方針のもと、整備を進めていきたいと考えています。

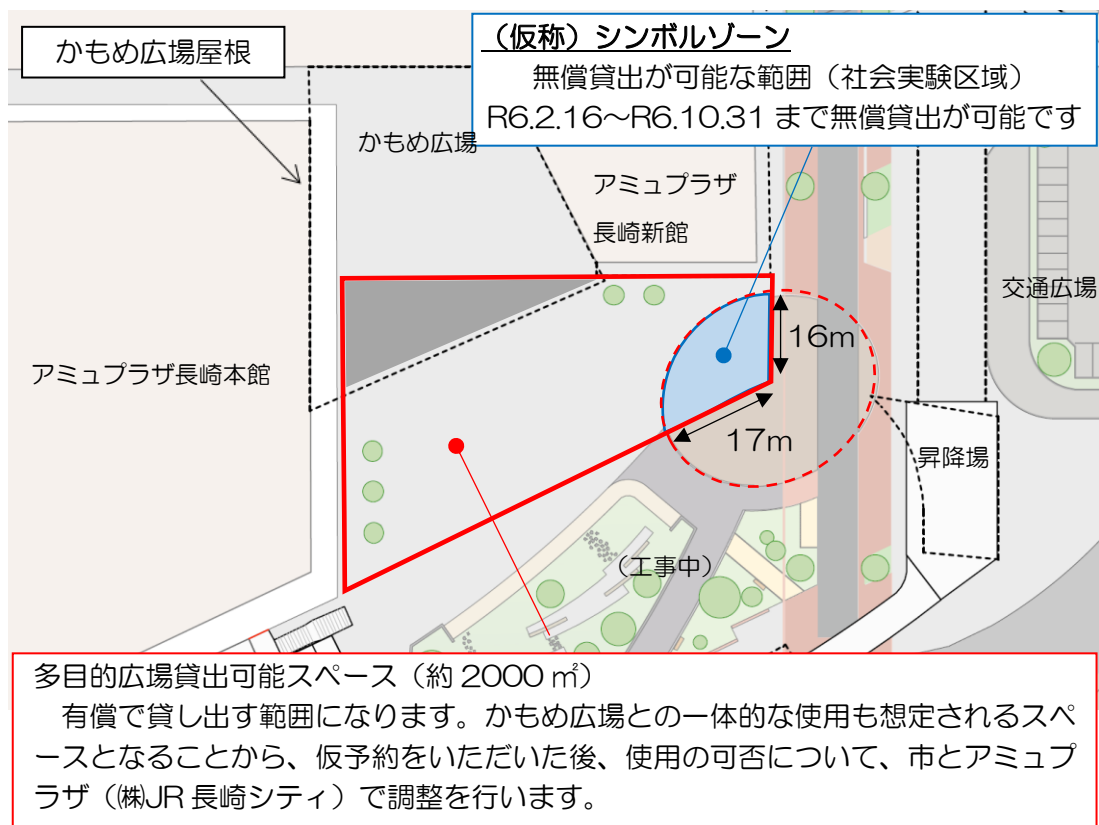
- (1) 長崎のまちが持つ歴史や文化、暮らし等を象徴的に表現、発信する「長崎のまちのシンボル」となる空間とする。
- (2) 銅像等の固定的なモニュメントを設置するのではなく、市民や民間企業等によってしつらえを変更できる「可変的な空間」とする。
- (3) 「日常性」についても重要視し、(仮称)シンボルゾーンの演出が行われていない場合でも長崎のまちの平和な暮らしを象徴するような「憩いや待ち合わせの空間」とする。

そのため、長崎市では、このたびの多目的広場の一部エリアの貸出にあわせ、(仮称)シンボルゾーンを社会実験のスペースとして皆様に使っていただき、そこで得られた情報や知見等を今後の整備や維持管理などの参考にすることとしています。

本手引きは、(仮称)シンボルゾーンを含む多目的広場を社会実験のスペースとして利用いただくにあたり、基本的なルールや手続きなどをお示ししたものです。別冊「多目的広場 ご利用の手引き」とあわせご一読いただきますようお願いいたします。

## 2. (仮称)シンボルゾーン

### ○位置図



### ○写真



### 3. 無償貸出期間・時間

- ・無償貸出期間

令和6年2月16日(金)～令和6年10月31日(木)

- ・使用できる時間帯

9:00～21:00

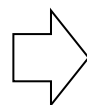
※1 周辺の工事状況により、使用できない期間や時間帯が生じる場合があります

※2 周辺では工事を実施しています。作業内容によっては大きな振動や騒音が発生し、多目的広場の使用に影響が生じる可能性がありますので、工事の状況等については事前にお問い合わせください。

### 4. 貸出について

### 5. 申込方法

### 6. 車両等の乗り入れについて



「多目的広場 ご利用の手引き」  
をご参照ください。

## 7. 手続き(使用までの流れ)



## 8. 設備について

- ・ 昇降場倉庫1にて次の設備が使用可能です。(位置等は次ページの写真をご参考ください。)

(1) 電気(コンセント)AC15A/100V

(2) 水道・下水道

下水道(排水)にグリストラップ(油脂分離阻集器)は備えていませんので、油や生ごみやを含む排水を流すことはできません。

(3) 延長コード(50m)

いずれも使用の際は鍵が必要となりますので、利用を希望する場合は、その旨提出書類の備考の欄に記載ください。

- ・ その他備品が昇降場倉庫1にありますが、許可なく使用することを禁じます。
- ・ 設備の使用を希望される場合は、管理地使用許可申請書の「その他必要な事項」及び管理地使用減免申請書の「備考」の欄に「昇降場の設備(電気・水道・延長コード)の使用」とご記入ください。
- ・ 設備の使用は(仮称)シンボルゾーンの社会実験に伴うものに限り認めます。
- ・ 昇降場倉庫1の鍵の受取・返却の際は、長崎駅周辺整備室(長崎市役所 18階)にお越しくください。対応が可能な時間は 平日 8:45~17:30 となっています。  
⇒受取は、利用日の前日(前日が土日祝の場合はその前の平日)に、  
返却は、利用日の翌日(翌日が土日祝の場合はその次の平日)に  
お願いいたします。

- 昇降場倉庫1及び各設備の位置は次のとおりです。

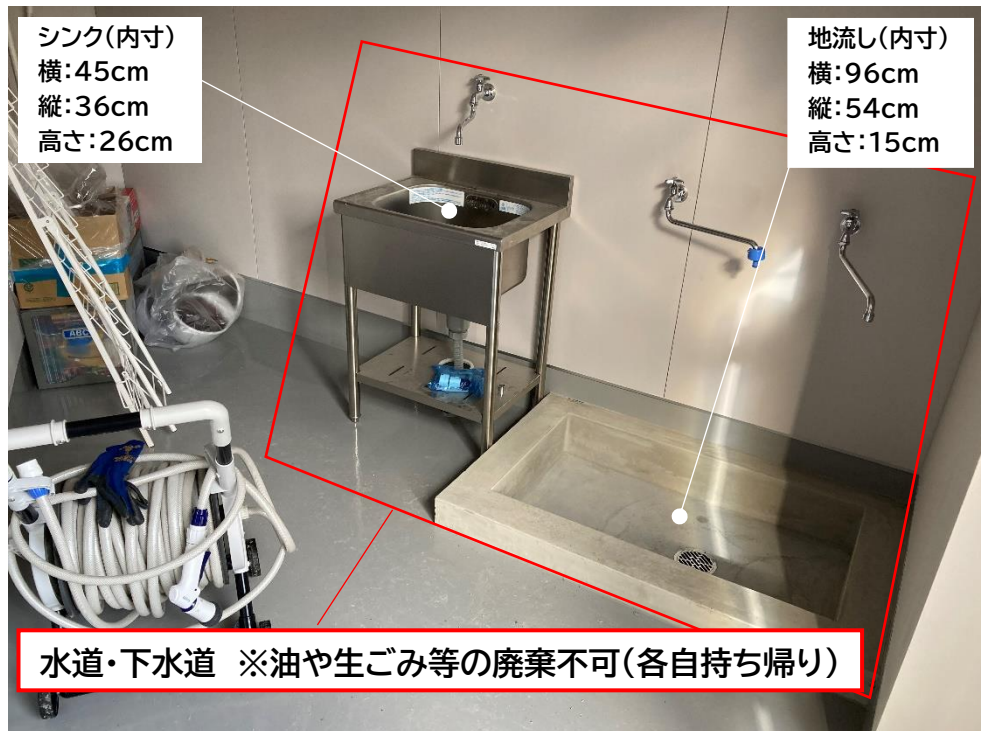
(1) 遠景(昇降場倉庫1)



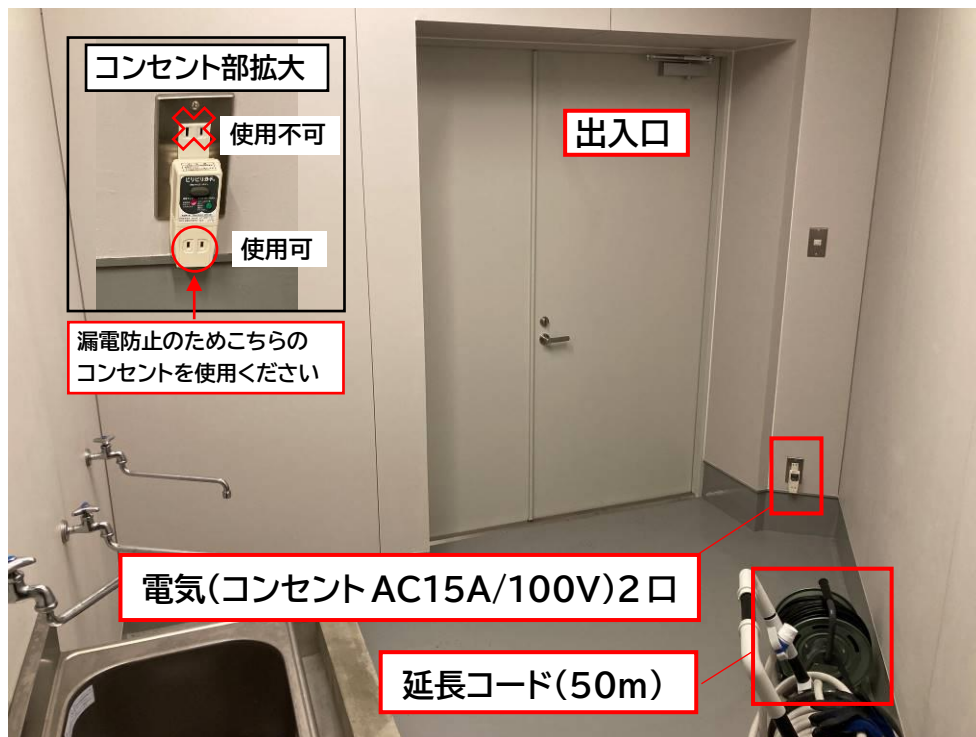
(2) 近景



(3) 内部:入口側から撮影



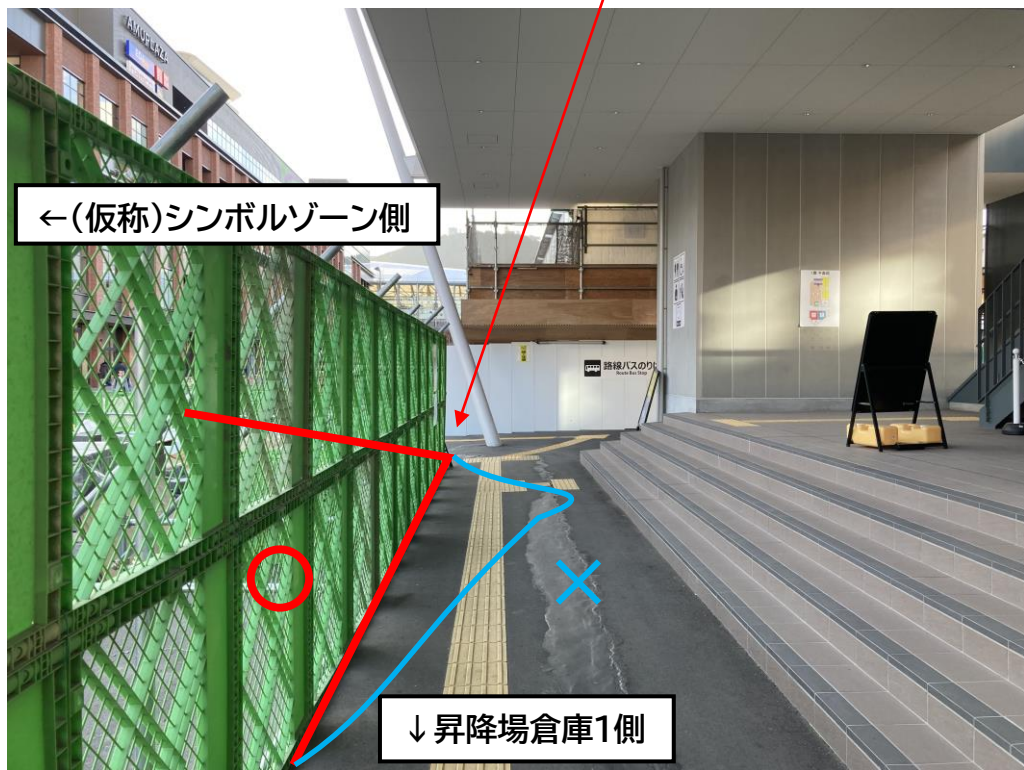
(4) 内部:奥側から撮影



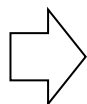


### (5)延長コードの配線

- ・延長コード使用の際には、コードが歩道を横断したり、視覚障害者誘導用ブロックに乗せたりすることがないように工事現場の囲いに沿って配線してください。



### 9. 使用上の注意



「多目的広場 ご利用の手引き」  
をご参照ください。

### (参考1)各申請書の記載例

(1) 管理地使用許可申請書、(2) 管理地使用減免申請書の記載例は「多目的広場 ご利用の手引き」を参照ください。

(3) 平面図(提出資料に使用ください。)



## (参考 2) 管理地使用許可書(サンプル)

- ・多目的広場 ご利用の手引き を参照ください。

## (参考 3) アンケートの回答について

- ・回答方法は市ホームページまたはメールで回答いただきます。詳細は許可証をお渡しする際に通知いたします。
- ・回答者は使用者(申請された方)で、次のような質問を想定しています。
  1. いつ頃使用したか
  2. どういったことに使用したか
  3. 営利目的で使用した場合、利益はどれくらいか
  4. 何人で使用をしたか(運営スタッフ数)
  5. 使用代表者の住所は
  6. 使用代表者の年齢は
  7. どれくらいの人に関心を持って立ち止まったか
  8. どれくらいの年代が多く集まったように感じたか
  9. 使用中に困ったことはあったか
  10. こういった場所にしたい等のアイデアはあるか
  11. 完成後、また使用したいか
  12. どのような仕上がりが望ましいか
  13. どのような設備や造り、貸出品が必要か
  14. 同じ目的で使用してもよいと判断できる値段はどれくらいか(完成後に貸出スペースとした場合を想定して回答:社会実験時約 280 m<sup>2</sup>、完成後700 m<sup>2</sup>)
  15. 今回の社会実験に対する評価とその理由
  16. 自由記入欄

## (参考 4) 写真の提出について

- ・使用時のレイアウトや使用状況がわかる写真をメールにて提出いただきます。詳細は許可証をお渡しする際に通知いたします。

—問い合わせ先—

長崎市 まちづくり部 長崎駅周辺整備室 企画係  
住 所 : 〒850-8685 長崎市魚の町 4 番 1 号  
(18 階)  
電 話 : 095-829-1173  
FAX : 095-829-1168  
e-mail : ekiseibi@city.nagasaki.lg.jp